

五泉市障害者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

令和7年2月3日
告示第 7 号

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰の影響を受けている障害者施設等に対し、予算の範囲内において、五泉市障害者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、障害者施設等のサービスの質の確保及び業務継続を支援することとし、その交付にあたり、五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、令和7年1月1日（以下「基準日」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定される、別表に掲げる五泉市内に所在する障害者施設等（以下「事業所」という。）を運営する法人等とする。ただし、下記の事業所は交付対象から除く。

- (1) 基準日において、事業の開始又は再開から3月以上経過していない事業所
- (2) 基準日において、休止又は廃止している事業所。ただし、一時的な休止の場合を除く。
- (3) 国、独立行政法人、地方公共団体（一部事務組合を含む。）が運営する事業所
- (4) 市が委託又は指定管理により管理運営する事業所
- (5) 市の指定管理施設内で障害福祉サービス等の提供をする事業所
- (6) 共生型サービス事業所及び基準該当サービス事業所
- (7) 五泉市介護サービス事業所物価高騰対策支援金の対象事業所

2 前項の規定にかかわらず、申請者が暴力団（五泉市暴力団排除条例（平成24年五泉市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と関係を有する者である場合には、支援金を交付しない。

(支援金の額及び交付回数)

第3条 支援金の額及び算定方法は、別表のとおりとする。

- 2 法人等において、複数の事業所を運営している場合は、支援金を合算して交付することとする。
- 3 支援金の交付は、一の法人等につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、五泉市障害者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する交付申請は令和7年5月30日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、指定する期日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(交付決定及び交付額確定通知)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、五泉市障害者施設等物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書兼支援金確定通知書(様式第2号)により通知する。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、交付決定を受けた者が法令又は本要綱に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、五泉市障害者施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 前条の第2項の規定による交付決定を受けた者は、当該取消しにかかる部分について、既に支援金の交付を受けているときは、五泉市障害者施設等物価高騰対策支援金返還命令書(様式第4号)に基づき、市長が定める期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別 表(第2条、第3条関係)

区分	サービス種別	支援金の額
相談系	特定相談（計画相談支援） 障害児相談支援	1事業所当たり 60,000円
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護 行動援護、移動支援	1事業所当たり 60,000円
通所系	生活介護、自立訓練（生活訓練） 就労継続支援A型、就労継続支援B型 放課後等デイサービス	1事業所当たり 200,000円
居住系	共同生活援助	1施設当たり 200,000円
入所系	施設入所支援	1施設当たり 500,000円

※居住系の施設については、建物ごとに対象とする。

※入所系については、通所系のサービスを行っている場合でも入所系の区分のみの支給とする。ただし、訪問系、相談系のサービスを行っている場合は、それぞれの区分の支給とする。